

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	1.情報共有・福祉課題(ニーズ)発見の仕組みづくりと相談支援体制の整備	ページ	82
項目	1.情報提供と情報共有の仕組みづくり	担当課	福祉課・社会福祉協議会
取組状況	<p>(1) 生活や福祉に関する「わかりやすい」情報提供の推進  「広報たなべ」では、適時生活や福祉等に関する情報提供を行い、各種相談については、毎月の相談内容、日時等を掲載した。  社会福祉協議会の広報紙「福祉日和」では、地域住民が読みやすく関心の持てる内容として、曾祖父母とひ孫の家族写真「ひまごといっしょ」や、福祉職場で働く若手スタッフを紹介する「いいひとみつけた」企画を毎号連載している。また福祉・介護の求人情報や、福祉用具・育児用品のリサイクル情報など、広報を手取るきっかけづくりを行っている。</p> <p>(2) ホームページ等での福祉情報の提供  田辺市ホームページにおいては随時情報を掲載し更新に努めている。  社会福祉協議会では、ホームページ、SNSを通じて福祉・育児用品のリサイクル情報や各種事業の情報を提供している。</p> <p>(3) 住民の目線からの「福祉情報誌」の発行の支援  福祉情報誌については、発行の相談を受けたことはなかった。</p> <p>(4) 小地域を基盤とした「ロコミ」による情報の共有化の推進</p> <p>(5) ミニ懇談会の推進  介護予防教室やふれあいいいききサロン、福祉委員会、地域リビングなど、住民の集まる機会を活用した情報交換ができた。</p>		
課題・問題点	<p>情報提供では、常に利用者の声に耳を傾けながら媒体ごとにわかりやすさを心がけているが、必要な情報が伝わっているかを把握することは難しい。</p>		
今後の取組	<p>高齢になれば、広報紙やテレビ・ラジオ、インターネットなどの媒体よりも、直接的に人を介することにより情報を入手することが求められるため、あんしんネットワーク(=小地域ネットワーク)活動のサロン活動や住民交流活動拠点など、住民が集い交流でき、住民同士がロコミで情報を共有できる機会と場が持てるよう引き続き支援していく。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	1.情報共有・福祉課題(ニーズ)発見の仕組みづくりと相談支援体制の整備	ページ	83
項目	2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり	担当課	福祉課・社会福祉協議会
取組状況	<p>(1)「たなべあんしんネットワーク」活動の推進          住民による小地域福祉活動は、要援護者の見守り支援、通学路の声かけ・見守り運動、ふれあいいいききサロン活動等、継続して取り組まれている。</p> <p>■「地域見守り協力員制度」平成21年度(平成22年1月から)          民生委員・児童委員と連携し、普段の生活の中で高齢者にさりげない見守りや声かけを行うボランティア。市町村からの推薦により知事が活動依頼し支援。(ボランティア保険、研修、活動費)          田辺市では、民生委員が必要とする地区に配置(現在67名:県下で約900名)</p> <p>■民間事業者による「地域の見守り」          一般家庭に出入りする機会の多い民間事業者と県が協定を締結。日常業務の範囲で高齢者などを見守り。          関電、JA、新聞販売協会、日本郵便、ヤクルト(平成25年4月)          佐川急便、西濃運輸、ヤマト運輸、(平成25年10月)</p>		
課題・問題点	<p>ボランティア・福祉委員等住民の担い手の高齢化が進んでおり、ボランティア等の人材が減ってボランティアの育成が課題となっている。</p>		
今後の取組	<p>あんしんネットワーク活動については、第2次計画策定に係る住民懇談会を通じてみえてきた地域の課題やアンケート結果などを踏まえ、それぞれの地域の実情に応じた支援活動を提案、実施していく。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	1.情報共有・福祉課題(ニーズ)発見の仕組みづくりと相談支援体制の整備	ページ	83
項目	2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり	担当課	やすらぎ対策課・障害福祉室
取組状況	<p>(2) 虐待防止ネットワーク活動の推進【障害者】</p> <p>田辺市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会を27年度は2月に1回開催し、ケース報告等を行った。 市町村障害者虐待防止センター機能を障害福祉室に位置付け、対応を行った。27年度は新規の通報はなかった。前年度からの継続対応が3件あり。</p> <p>(2) 虐待防止ネットワーク活動の推進【高齢者】</p> <p>平成20年4月1日より、高齢者虐待防止ネットワーク委員会を設置し、福祉、医療、司法、行政の幅広い各分野から選出された委員の方々とともに虐待防止について田辺市の現状報告を行うなど、必要に応じ個別ケースの検討を行っている。また、平成24年4月1日からは、「高齢者・障害者虐待防止ネットワーク委員会」と名称を変更。障害者部門も加え委員会活動を行っている。 高齢者については、地域包括支援センターが地域の民生委員や民間の介護サービス事業所など早期に相談や介入が行えるように、高齢者に身近な見守りのネットワークの構築に取り組んでいる。 虐待に関する相談件数については、平成23年度は67件、平成24年度は96件、平成25年度は68件となっている。</p>		
課題・問題点	<p>虐待と思われる通報があっても、虐待と判断するに至る情報が少ない場合があり、判断が困難な場合がある。</p>		
今後の取組	<p>必要に応じて、高齢者・障害者それぞれの部会の開催に取り組む。 ネットワーク委員会を通じ、「虐待防止」の啓発を行う。 ネットワーク委員会ほか、その他の集会を通して地域住民への啓発や広報を強化するとともに、引き続き介護事業所・医療機関等・司法機関等の関係機関との連携をより深めていく。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	1.情報共有・福祉課題(ニーズ)発見の仕組みづくりと相談支援体制の整備	ページ	82
項目	2. 福祉課題を発見するための仕組みづくり	担当課	子育て推進課
取組状況	<p>(2) 虐待防止ネットワーク活動の推進【子供】</p> <p>田辺市児童問題対策地域協議会          児童虐待の防止、早期発見、早期対応を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者が、当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応することを目的として設置しており、代表者会議、実務者会議、ケース検討会議で組織している。</p> <p>代表者会議では、要保護児童とその支援に関するシステム全体に関することや協議会の活動状況の評価などを協議している。</p> <p>実務者会議では、要保護児童に対する支援方法や体制の検討に関することやその進行管理、広報、啓発に関することなどを協議するとともに、個別ケース検討会議では、個別の要保護児童に関する具体的な支援の内容等の検討などを協議している。</p> <p>また、児童虐待の防止に関しての広報・啓発として、「子供の虐待防止マニュアル」を作成し、関係機関等がネットワークを組み、適切な連携の下で対応している。さらに、11月の「児童虐待防止推進月間」には、虐待の発生予防や早期発見・早期対応につながるように街頭啓発やオレンジリボン運動に取り組んでいる。</p>		
課題・問題点	<p>社会的問題となっている児童虐待は、今なお起こっている状況で、最近では、身体的虐待はもとよりネグレクト(養育の怠慢・放棄)も増加の傾向にある。今後とも関係機関や関係団体と連携を強化して、子供と保護者への適切な支援が必要である。</p>		
今後の取組	<p>児童虐待の防止、早期発見には、保育所、幼稚園、学校、医療機関との連携はもとより、地域で子供を見守っていく体制をさらに強化する必要があることから、今後も広く市民の皆さんに虐待防止に向けた広報、啓発に取り組む必要がある。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	1.情報共有・福祉課題(ニーズ)発見の仕組みづくりと相談支援体制の整備	ページ	83
項目	3. 生活圏域ごとの総合相談窓口の整備	担当課	福祉課・社会福祉協議会
取組状況	<p>(1) 総合相談窓口の整備            市民総合センターには、保健福祉部の各課(福祉課、子育て推進課、やすらぎ対策課(地域包括支援センター含む)、障害福祉室、健康増進課)と男女共同参画推進室のほか、障害児・者相談支援センターゆめふる、ひきこもり相談窓口、家庭児童相談室といった相談支援機関、コミュニティワーク機能を有する社会福祉協議会が配置されており、また、平成27年4月の生活困窮者自立支援法の施行にあわせ、その相談窓口となる生活相談センターを設置するなど、総合相談窓口としての機能を有している。            各行政局においても、社会福祉協議会地区事務所とともに、各機関と連携しながらの対応が可能である。</p> <p>(2) コミュニティソーシャルワークの推進            社会福祉協議会では、生活課題を抱える個人や家族を支援する個別支援機能と、彼らが暮らす地域環境の整備や住民の活動を支援する地域支援機能の両方を有し、必要に応じて行政やほかの支援機関と連携し対応している。</p>		
課題・問題点	<p>認知症、精神障がい、貧困など今日的な課題については、地域での理解がまだ進んでおらず、また本人が拒否的な場合もあるため、慎重に進める必要がある。</p>		
今後の取組	<p>市民総合センターが総合相談窓口としての機能を発揮できるよう、各課間で連携をより一層高めていく。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	1.情報共有・福祉課題(ニーズ)発見の仕組みづくりと相談支援体制の整備	ページ	85
項目	4. コミュニケーション支援体制の整備	担当課	障害福祉室
取組状況	<p>○視覚障害者のコミュニケーション支援として、「広報たなべ」の点字版、声の広報を発行するとともに、市立図書館等に備え付けている。</p> <p>○単身の重度視覚障害者等を対象に、公共機関(又はそれに準ずる機関)からの郵便物や資料等の代読や生活上必要不可欠な説明書等の代読、公共機関等への申請等に対する代筆により、情報収集の保障、意思疎通の円滑化等を図る代筆・代読奉仕員を派遣する制度を平成21年度から実施している。</p> <p>○聴覚障害者のコミュニケーション支援として、障害福祉室の窓口に手話通訳を設置するとともに、意思疎通等の仲介等のため手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業を行っている。</p> <p>○手話サークルへの補助を行っている。</p> <p>○補装具での補聴器の支給、日常生活用具での視覚障害者用音声読書器、聴覚障害者用通信装置等の情報・意思疎通支援用具の支給等を行っている。また、25年度から、県制度として、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児を対象に、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、難聴児の福祉の増進に寄与することを目的に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する制度を実施している。</p> <p>○知的障害者及び精神障害者がその他の者と意思疎通を図る際の支援を行う者を派遣する事業を26年度から実施している。</p>		
課題・問題点	<p>市に登録している手話通訳者等及び要約筆記奉仕員の数が少ないため、登録者の養成が必要となっている。</p>		
今後の取組	<p>情報支援ボランティアとして、手話通訳、要約筆記のボランティアの確保を県担当課とともに取り組む。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(2) 地域福祉におけるネットワークづくりの推進	ページ	86
項目	1. 小地域における「たなべあんしんネットワーク」活動の推進	担当課	福祉課・社会福祉協議会
取組状況	<p>(1)「各地区あんしんネットワーク推進委員会」の充実            第一次計画の推進組織として、市内12地区にあんしんネットワーク推進委員会は設置された。民児協と福祉委員会から委員を選出し、10名程度のメンバーが地域の課題を共有し、活動を提案、民児協と福祉委員会の協力のもと、実際に活動を立ち上げた。ふれあいいいききサロン、通学路の見守り活動、要援護者の見守りサービスなど、第二次計画にも活動は引き継がれた。</p> <p>しかし民児協、福祉委員会へと活動が引き継がれる中、推進委員会そのものは形骸化したり、その必要性への認識が低下し、28年4月現在、推進委員会の場を継続している地区はない。民児協、福祉委員会それぞれの従来活動と並行することが担い手、事務局両者にとって困難になったことが大きいと考えられる。そこで第二次計画においては、地域ごとの特性や福祉課題に応じ、小地域福祉活動を推進してきた。</p> <p>あんしんネットワークという呼称についても、ほぼ使用されていない。</p> <p>(2)「たなべあんしんネットワーク」活動の支援            社会福祉協議会では、田辺地区は2地区に1人、旧町村地区は1地区に1人の担当職員を割り当て、福祉委員会やボランティアグループの活動支援を行っている。</p> <p>(3) 住民交流活動拠点の整備            「よりみちサロンいおり」は、27年度は、子どもの居場所づくりとボランティア人材育成に重点的に取り組んだ。「放課後しゅくだいクラブ」は地元の稲成小と連携し、1年生から3年生を対象に週1回、宿題やレクリエーションを通じてボランティアと交流した。開催日以外には、対象学齢以外の児童生徒も学習や余暇を過ごす場とした。ボランティアも彼らとの交流を楽しんで取り組まれていた。</p> <p>人材育成としては、ホッと講座やシニアリーダーカレッジ、福祉のしごと塾を開催した。福祉のしごと塾は社会福祉士取得を目指すコースに13名が参加、追跡調査では約90%がこのほど合格している。</p> <p>28年度に向けては、認知症カフェや障がい者などの就労準備支援など、新たな連携による展開を予定しており、住民と福祉をつなぐ場として広く認知されてきている。</p>		
課題・問題点	<p>1 あんしんネットワークの呼称、推進形態が、当初意図したような小地域福祉活動のキャッチフレーズや起爆剤としては定着しなかった。</p> <p>2 よりみちサロンいおりの運営費は社協会費とさまざまな助成事業や委託事業でまかなわれているが、長期的に継続する見通しは立っていない。</p>		
今後の取組	<p>あんしんネットワークについては、第2次計画策定に係る住民懇談会を通じてみえてきた地域の課題やアンケート結果などを踏まえ、それぞれの地域の実情に応じた支援活動を提案、実施していくことと併せ、各地域における課題解決のための活動を具現化するため、自治会やボランティア団体の参画を得るなど、社会福祉協議会が有するコミュニティワーク機能を発揮しながら、地域のネットワークづくりを目指すこととする。</p> <p>第2次計画の策定過程において、田辺市における小地域福祉活動の推進</p>		

第3次計画の充足過程において、田辺市における小地域団体自治体の推進体制について見直していきたい。

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(2) 地域福祉におけるネットワークづくりの推進	ページ	89
項目	2. 地域保健福祉推進補助金による福祉活動の支援	担当課	福祉課
取組状況	<p>27年度 4団体 交付金額779,900円(実績による変動あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カルチャーofキッズ <span style="float: right;">227,000円</span>            事業名: 高齢者のための元気が出る講座 いずみこんこん2015            高齢者・障害者向けにアフタフ・バーバンによるワークショップを行うことで、            生きがい発見のためのコミュニケーションを構築、介護者の要請を目的とした            事業。</li> <li>・ママパワー全開プロジェクト <span style="float: right;">198,000円</span>            事業名: 子育てママの仲間づくりを広げよう! 2015            乳幼児の親子が安心・安全の中で楽しく過ごせる空間の提供や、ワー            ショップを行い母子が育児の知識やスキルを学ぶことを目的とした事業。</li> <li>・下屋敷生き生きサロン 健康講座 <span style="float: right;">100,900円</span>            事業名: 在宅保健福祉の向上 健康づくりと生きがいづくり            高齢者の健康づくりや生きがいづくりを目的として、病気や介護に関する講            演会やデイサービスの体験等を行う事業。</li> <li>・バウねっと 田辺支部 <span style="float: right;">254,000円</span>            事業名: やすらぎ訪問美容            高齢者や障害者を対象に、老人介護施設や個人宅を定期的に訪問し、ヘ            アカット・パーマ・カラーなどの理美容サービスを提供する事業。</li> </ul>		
課題・問題点			
今後の取組	各種団体が有効に活用できるよう引き続き広報に努める。		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(2) 地域福祉におけるネットワークづくりの推進	ページ	89
項目	3. 各種福祉サービスのネットワーク化と総合化・サービス開発	担当課	福祉課
取組状況	<p>ネットワーク化や総合化の検討には至っていないが、市民総合センターは総合相談窓口としての機能を有しており、同時に各種福祉サービスを総合的に提供できる体制は一定確保できていると考える。また各団体、事業所等にサービスをつなぐ役割も果たしている。</p> <p>サービスの開発については、地域保健福祉推進補助金において「団体が地域において高齢者等の保健福祉の増進のために行う先導的事業」を補助対象事業としており、事業の立ち上げを支援している。</p>		
課題・問題点			
今後の取組	<p>引き続き地域保健福祉推進補助金による支援を実施するとともに、市の部局相互はもとより、外部機関、事業所等との連携も適切に実施する。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(3) 地域福祉に関する各種のサービスや福祉活動の整備と推進	ページ	90
項目	1. 既存の制度・サービスの地域福祉的再編－包括的なケアシステムの構築－	担当課	やすらぎ対策課
取組状況	<p>介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを一体的に受けることができる包括的なケアシステムである地域包括ケアシステムの構築に向けて、「田辺市長寿プラン2015」を平成27年3月に策定した。</p> <p>プランでは、重点的な取り組みとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域生活を継続するための支援体制の充実</li> <li>② 日常生活圏域でのサービス提供基盤の充実</li> <li>③ 地域包括支援センターの体制強化</li> <li>④ 地域での住民の自主グループの育成・活動支援をあげている。</li> </ul> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「認知症初期集中支援チーム」の設置と「認知症地域支援推進員」の配置、在宅医療と介護連携の支援窓口である「在宅医療・介護連携支援センター」の設置</li> <li>② 市街地区域での24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護・看護、その他の区域での看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備と地域の診療所、地域組織等との連携による体制整備</li> <li>③ 日常生活圏域ごとの地域包括支援センターの体制強化と地域ケア会議の開催</li> <li>④ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の円滑な実施のための地域性を踏まえた生活支援の担い手の養成・発掘とそのネットワーク化を行う「生活支援コーディネーター」の配置や協議会の設置に取り組むとしている。</li> </ul>		
課題・問題点	<p>支え手の人材不足については、少子高齢化による急激な生産年齢人口、年少人口の減少により、今後ますます深刻な状況が予測される。現状も特に行政圏管内においては介護サービス提供における人材不足が深刻な状況にあり、一部サービスが継続できないところも出ている。</p>		
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「認知症初期集中支援チーム」の設置と「認知症地域支援推進員」の配置のための地域包括支援センターへの専門職の配置 福祉圏域内市町と連携した「在宅医療・介護連携支援センター」の組織づくり</li> <li>② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備 本宮地区での「福祉定住促進モデル事業～ハートの雇用事業～」の実施</li> <li>③ 日常生活圏域ごとの地域包括支援センターの体制強化</li> <li>④ 「介護予防・日常生活支援総合事業」の円滑な実施のための本宮地区及び旧市街地でのモデル事業の実施 「生活支援コーディネーター」の配置及び協議会の設置</li> </ul>		

第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(3)地域福祉に関する各種のサービスや福祉活動の整備と推進	ページ	90
項目	2. 移送サービスの整備	担当課	龍神行政局住民福祉課
取組状況	<p>[1]龍神地区</p> <p>○路線バス 龍神温泉から西地区、虎ヶ峰を經由して市街地への間及び西地区から乗り換え福井地区、みなべ町を經由して市街地への間が各1日4便、支線として龍神温泉から大熊集落間が週3日、1日2便、いずれも龍神バスが運行している。</p> <p>○住民バス 西地区(龍神行政局)から日高川町川原河間を4往復(但し、1往復分は龍神行政局～奥小森間)、西地区から丹生ノ川地区間が週3日、1日2便運行している。</p> <p>○タクシー 龍神地区内にはタクシーの営業所はなく、市街地の営業所からの運行となっている。</p> <p>○介護保険「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所 龍神地区内に事業所はないが、龍神地区を通常のサービス提供地域として届出を行っている「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所が複数ある。</p> <p>○管内診療所への患者送迎用バス 龍神地区内の公共診療所へ通院する患者で、小又川地区、龍神地区、三ツ又地区、丹生ノ川地区、殿原地区を対象に通院送迎を行っている。 3コース設定で、1日に1コースを1往復運行。 ・龍神中央診療所(西地区)月～金曜日診療 月・水・金 丹生ノ川→三ツ又→殿原→中央診療所 ・湯ノ又診療所 木曜日の午前診療 木 午前 小又川→湯ノ又診療所または中央診療所 ・大熊診療所 木曜日の午後診療 木 午後 温泉→大熊診療所→殿垣内→大熊診療所 また、甲斐ノ川診療所及び小家診療所の廃止に伴い、当該地域の医療を確保するため、患者輸送業務を隣接地区の民間開業医に委託している。</p> <p>○通院バス運賃助成 龍神中央診療所へ路線バス(龍神バス)を利用して通院する患者に対し、片道200円を超える部分のバス運賃の助成を行っている。 助成対象者は、67歳以上、身体障害者1・2級の者及びその患者が旅客運賃減額第1種に該当する場合はその介護者、療育Aの者及びその介護者、ひとり親家庭の児者となっている。 (身体障害者、療育手帳保持者等で割引運賃適用者は100円)</p> <p>○外出支援事業 市が市社会福祉協議会に委託し、65歳以上で交通機関の利用が困難な者を対象として、龍神地区内の医療機関への送迎を月2回無料で行っている。</p>		
課題・問題点	住民バスについては、運行ルートの見直しのほか、休日運行の実施、新規路線の開設要望が課題となっている。		

今後の取組

引き続き各行政局管内の医療機関への交通手段の確保を基本とする施策の継続と、移送サービスの充実について検討する。

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(3)地域福祉に関する各種のサービスや福祉活動の整備と推進	ページ	91
項目	2. 移送サービスの整備	担当課	中辺路行政局住民福祉課
取組状況	<p>[2]中辺路地区</p> <p>○路線バス(平成27年3月14日改訂) 市街地から栗栖川地区(中辺路行政局)との間を、明光バス、龍神バスの2社が1日13便、近野地区までは1日7便運行している。</p> <p>○住民バス(平成28年1月1日改正) 栗栖川地区を基点とする6路線が週2日、朝・昼・夕の3往復運行し、野中地区から近露地区を結ぶ近野線は週2回、2往復運行している。 通院後等の時間待ちを短縮するため、予約制の5路線に関して第2便の運行を昼過ぎから昼前に改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小松原・温川・内井川線(月・木)→定期便</li> <li>・高原線、水上線(月・木) →予約制</li> <li>・西谷線、峰線(火・金) →予約制</li> <li>・石船・大内川線(火・水) →予約制</li> <li>・近野線(水・金(祝日は運休)) →定期便</li> </ul> <p>○タクシー 純正タクシーが平成27年6月まで営業していたが、7月に廃業した。</p> <p>○介護保険「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所 中辺路地区内に「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所が1事業所あり、また、中辺路地区を通常のサービス提供地域として届出を行っている「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所が複数ある。</p> <p>○外出支援サービス事業 純正タクシーの廃業に対応するため、やすらぎ対策課、企画広報課等と協議して、平成27年10月から65歳以上で交通機関の利用が困難な者を対象に、中辺路区内の医療機関への送迎を月2回無料で中辺路行政局住民福祉課が直接実施している。 平成27年度末の登録者は12名で、月別の延べ利用者は次のとおり。 平成27年10月4名、11月6名、12月6名 平成28年1月4名、2月8名、3月9名 合計37名</p>		
課題・問題点	<p>障害者からも外出支援サービス事業への要望があるが、対象を65歳以上の高齢者と限定しているため対応できていない。</p>		
今後の取組	<p>引き続き各行政局管内の医療機関への交通手段の確保を基本とする施策の継続と、移送サービスの充実について検討する。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(3) 地域福祉に関する各種のサービスや福祉活動の整備と推進	ページ	92
項目	2. 移送サービスの整備	担当課	大塔行政局住民福祉課
取組状況	<p>[3]大塔地区</p> <p>○路線バス 市街地から鮎川地区まで、明光バス、龍神バスの2社で1日13便運行している。</p> <p>○住民バス(予約制) 鮎川新橋を基点として大塔地区内3路線を1日3往復運行している。 ・富里線(平瀬・和田・安川) ・熊野川・向山線(百間・杣谷・向山) ・三川木守線(串・九川・五味・木守)</p> <p>○タクシー 大塔交通社が営業所を設置しているが、福祉車両によるタクシー業務のみであるため、市街地の営業所からの運行となっている。</p> <p>○介護保険「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所 大塔地区内に事業所はないが、大塔地区を通常のサービス提供地域として届出を行っている「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所が複数ある。</p> <p>○管内診療所への患者送迎用バス 三川・富里各診療所の患者送迎用バスを運行している。三川・富里の両地区ともバス運行コースを2コース設定し、隔週に1コースずつ運行している。 ・三川診療所 毎週木曜日(月・木・隔週水曜日診療) ・富里診療所 毎週火曜日(火・金・隔週水曜日診療)</p> <p>○外出支援事業 市が市社会福祉協議会に委託し、65歳以上で交通機関の利用が困難な者を対象として、大塔地区内の医療機関への送迎を月2回無料で行っている。</p>		
課題・問題点	住民バスについては、運行ルートの見直しのほか、休日運行の実施、新規路線の開設要望が課題となっている。		
今後の取組	引き続き各行政局管内の医療機関への交通手段の確保を基本とする施策の継続と、移送サービスの充実について検討する。		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(3) 地域福祉に関する各種のサービスや福祉活動の整備と推進	ページ	93
項目	2. 移送サービスの整備	担当課	本宮行政局住民福祉課
取組状況	<p>[4]本宮地区</p> <p>○路線バス 市街地との間を龍神バスが1日5便、新宮市との間を熊野交通、奈良交通が1日12便、新宮市及び白浜町との間を明光バスが1日2便運行しているが、一部では川湯温泉や湯の峰温泉などへ乗り入れているものの、基本的には国道168号、311号の幹線道路の運行である。</p> <p>○住民バス 行政局及び本宮保健福祉総合センター(うらら館)を基点として各集落へ6路線を運行しているが、通学兼用の静川・上大野線(平日運行、1日1往復)の1路線以外は週1日(1.5往復)の運行となっている。 ・静川・上大野線(月～金) ・上番・中下番・発心門線(週1日、月) ・武住・野竹・大瀬線(週1日、金) ・栗垣内・曲川・小津荷・高山線(週1日、水) ・上切原・切畑・大居線(週1日、火) ・福寿・菊水・小森・一本松線(週1日、木)</p> <p>○タクシー 熊野第一交通が営業している。</p> <p>○介護保険「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所 本宮地区内に「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所が1事業所あり、また、本宮地区を通常のサービス提供地域として届出を行っている「通院等乗降介助」の算定ができる指定居宅訪問介護事業所が複数ある。</p> <p>○外出支援事業 市がNPO法人「本宮あすなろ会」に委託し、65歳以上で交通機関の利用が困難な者を対象として、本宮地区内の医療機関への送迎を月2回無料で行っている。</p> <p>○福祉有償運送 平成18年10月よりNPO法人「本宮あすなろ会」が、平成23年10月からNPO法人「和が家」が介護保険法に基づく要介護認定者及び要支援認定者や身体障害者等を対象とした福祉有償運送を行っている。</p>		
課題・問題点	住民バスについては、運行ルートの見直しのほか、休日運行の実施、新規路線の開設要望が課題となっている。		
今後の取組	引き続き各行政局管内の医療機関への交通手段の確保を基本とする施策の継続と、移送サービスの充実について検討する。		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(3) 地域福祉に関する各種のサービスや福祉活動の整備と推進	ページ	94
項目	3. 雇用・就労支援体制の整備	担当課	やすらぎ対策課・障害福祉室
取組状況	<p>(1) 高齢者や障害者の就労支援の推進【高齢者】</p> <p>市では高齢者に対する雇用・就労支援として、田辺市シルバー人材センターに運営費補助金を交付している。</p> <p>平成27年3月末における会員数は357人、就業延人員22,653人(前年度比97.2%)、年間就業者数282人(前年度比101.1%)、就業率79.0%となっている。</p> <p>各行政局管内において、平成18年度に龍神支部・中辺路支部、19年度に本宮支部、20年度には大塔支部を設置した。さらに平成23年3月には高齢者雇用促進施設を整備し、当施設に田辺市シルバー人材センターの事務所を移転させ、高齢者の多様な就業ニーズに対応出来る雇用促進の拠点となるよう継続して支援を行っている。</p> <p>(1) 高齢者や障害者の就労支援の推進【障害者】</p> <p>障害者の就労支援については、障害者就業・生活支援センターへの運営費補助や、就労移行支援事業や就労継続支援事業を運営する事業所の施設整備への補助を行っている。その結果、平成27年12月現在、就労移行支援事業や就労継続支援事業を運営する事業所が20事業所となっている。</p> <p>また、これらの事業所で、作業等の訓練を行い一般就労へと結びついた利用者は、平成26年度には12人となった。</p> <p>就労移行支援事業や就労継続支援事業を利用し、自ら交通機関やバイク、自動車で通所する障害者に対して、経済的負担の軽減を図ると社会参加の促進を図るため、その通所にかかる費用を補助している。また、利用者負担についても補助している。</p>		
課題・問題点	<p>【高齢者】</p> <p>少子高齢化が進展する中、長年の職業経験により蓄積された高齢者の能力が活かされる場所として、シルバー人材センターの存在・役割はますます重要なものとなってきている一方で、厳しい経済情勢の下、センター事業の運営において、更なる機能強化・活性化が必要になっている。</p> <p>【障害者】</p> <p>福祉的就労の場である就労移行支援、就労継続支援の事業所は、他の地域に比べて多く、働く場の確保はできているが、その事業所での仕事の確保が課題となっている。</p> <p>また、毎年、特別支援学校高等部から卒業生があり、今後も福祉的就労の場の確保や一般就労への取組は続けていく必要がある。</p> <p>障害者が一般就労した後についても、その職場で働き続けられるようにするためには、生活支援が必要なケースが多い。</p>		
今後の取組	引き続き、福祉的就労の場の確保、一般就労への取組を続ける。		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(3) 地域福祉に関する各種のサービスや福祉活動の整備と推進	ページ	94
項目	3. 雇用・就労支援体制の整備	担当課	障害福祉室
取組状況	<p>(3) 福祉施設への優先発注を推進します</p> <p>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」が平成25年4月1日から施行されたことから、発注依頼を受ける障害者就労施設等の窓口を整備するため、西牟婁圏域自立支援協議会就労部会を発注依頼の窓口とした。</p> <p>市においても、平成26年度から「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を作成し、ホームページに掲載し、市民啓発を行っている。</p> <p>平成27年のわかやま国体、わかやま大会の各会場での売店等物品販売等の取組について、自立支援協議会として行った。</p>		
課題・問題点	<p>障害者就労施設等が自治体や事業所から必要とされる物品の確保(数量と品質)や役務の提供ができるのかが課題である。</p>		
今後の取組	<p>西牟婁自立支援協議会就労部会での発注窓口の体制を整備する。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(3) 地域福祉に関する各種のサービスや福祉活動の整備と推進	ページ	94
項目	4. 権利擁護の仕組みづくり	担当課	社会福祉協議会
取組状況	<p>(1)日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)の推進</p> <p>社会福祉協議会の事業における取組は以下の通り。</p> <p>○福祉サービス利用援助事業実施状況(平成26年度1月末現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規相談 月平均14件</li> <li>・実利用者60人(高齢者31人、障がい者29人)</li> <li>・職員体制 専門員6人(専任1人、兼務5人)、生活支援員15人(非常勤8人、兼務7人)</li> </ul> <p>○法人後見取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受任件数2件(高齢者1人、障がい者1人)</li> <li>・職員体制 後見事業担当者3人(兼務3人)</li> </ul>		
課題・問題点	<p>福祉サービス利用援助事業は地域住民の関心が高く、相談件数は多いが対象に該当しない場合が多い。社協による法人後見については現状の体制では新規の受任は困難である。</p>		
今後の取組			

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(3) 地域福祉に関する各種のサービスや福祉活動の整備と推進	ページ	94
項目	4. 権利擁護の仕組みづくり	担当課	やすらぎ対策課・障害福祉室
取組状況	<p>(1) 成年後見制度の利用支援【高齢者】</p> <p>① 相談対応 成年後見制度に関する相談は、月に4～5件ほどあり、ケースに応じて、成年後見制度やその他社会福祉協議会の日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の制度を窓口や現場にて説明を行っている。</p> <p>② 市長申立ての利用支援 関わっているケースの中で後見人が必要にも関わらず、申立てが諸事情でできない高齢者に対し、市長申立ての支援を行う。平成25年度には4件、平成26年度には2件の申立てを行った。</p> <p>③ 専門職、関係機関との連携・協力体制について 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、裁判所、社会福祉協議会等と十分な連携・協力体制をとり成年後見制度利用支援に関する施策や相談体制の強化に取り組んでいる。</p> <p>④ 成年後見制度の啓発について 介護予防事業等の講習会での啓発に取り組んでいる。また、町内会や民生委員からの依頼により、研修会を開催し制度の概要や地域での成年後見制度の必要性を伝えている。</p> <p>(2) 成年後見制度の利用支援【障害者】</p> <p>成年後見制度の市長申立については、23年度1件、24年度1件、25年度1件あった(27年度はなし)。いずれも申立は市長名で行ったものの、その後の後見人等への費用については、本人が支払うことになっている。</p>		
課題・問題点	<p>成年後見申立て事務は時間がかかる。 第三者後見受任者の不足(受任者は手間がかかるがメリットが少ない)</p> <p>市長申立及び後見人等の費用負担を市が行う基準を平成23年度に定めた が、その線引きが難しいため、実際のケースではどこまで関わるのか苦労している。</p>		
今後の取組	<p>公益性・継続性の高い法人後見の積極的な利用をすすめる。その中で、制度への信頼と安心感を努めていく。 市長申し立ての他、任意後見制度や日常生活自立支援事業等ケースに応じた制度活用を目指していく。 担当職員の専門性を向上させるとともに、法人後見や市民後見といった第三者後見人制度の創設への取組を行っていく。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(3) 地域福祉に関する各種のサービスや福祉活動の整備と推進	ページ	94
項目	4. 権利擁護の仕組みづくり	担当課	自治振興課
取組状況	<p>(3) 詐欺や悪質商法による被害防止の取組</p> <p>年々悪質巧妙化する詐欺や悪質商法による被害防止を図るため、啓発を主体とした事業を実施した。 地方消費者行政推進交付金を活用し、消費者啓発講座の開催や啓発用リーフレットの作成等、住民への効果的な啓発及び注意喚起に努めている。</p> <p>①消費者相談 身近な相談窓口として、県消費生活センターと連携し、助言、紹介等の対応をしている。 悪質商法や詐欺の可能性が懸念される相談や情報が寄せられた場合は、県消費生活センターや田辺警察署への情報提供と合わせて、特に緊急性のある場合は、やすらぎ対策課(地域包括支援センター係、高齢福祉係)と連携し、介護支援事業所への情報提供や一人暮らし高齢者等への注意喚起などを行っている。</p> <p>②消費者啓発講座 消費者被害を防止するため、老人クラブ、民生児童委員協議会、介護予防教室、町内会・自治会等を対象に、専門相談員による「消費者啓発講座」(悪質商法や詐欺的商法の最新の手口や「クーリング・オフ」の制度などの説明)を開催し、注意喚起を行っている。 [平成23年度:10団体、24年度:15団体、25年度:10団体、26年度:10団体、27年度:10団体、28年度:10団体(予定)]</p> <p>③悪質商法及び振り込め詐欺防止の街頭啓発 田辺警察署、県消費生活センター紀南支所と連携して、悪質商法や振り込め詐欺の被害防止に向けた街頭啓発を実施。 (平成24年度:2回実施) (平成25年度:2回実施) (平成26年度:2回実施) (平成27年度:2回実施) (平成28年度:2回予定)</p> <p>④啓発用リーフレット等の配布 悪質商法等の手口や対処方法をわかりやすく説明した啓発用リーフレットを作成し、市内全世帯に配布。</p>		
課題・問題点	<p>消費者被害防止について、地域全体で理解いただき、声かけなどにより見守っていただける地域づくりが重要であり、課題である。 広報田辺による情報提供をこまめに行うよう心がけているが、悪質訪問販売や詐欺等が発生した際、市民全体に速やかに情報を届けることが難しい</p>		
今後の取組	<p>消費者啓発講座などで、一人でも多くの方に、消費者トラブルの実態を知っていただき、高齢者だけでなく市民全体で「だまされない消費者力」を身に付けていただくよう、今後も広報や啓発を継続していく。 特に緊急を要する高齢者からの相談を受けた際は、消費生活センターや包括支援センターと連携を図りながら対応していく。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(3) 地域福祉に関する各種のサービスや福祉活動の整備と推進	ページ	95
項目	5. 過疎地域への支援活動の推進(龍神地区)	担当課	龍神行政局住民福祉課
取組状況	<p>人口の減少により地域社会としての集落機能が低下した過疎集落(6地区…丹生ノ川・三ツ又・龍神上・広井原下・殿原・小家298世帯583人)に集落支援員が出向き、主として高齢者宅を訪問し安否確認並びに行政からの連絡や、集落への見守りのなかで日常生活の支援や危険箇所の調査等を行っている。 (平成21年9月1日開始)</p> <p>集落支援員3人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○限界集落訪問活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象集落を訪問、高齢者宅を主に安否確認並びに行政からの連絡を行う。</li> <li>・地区の要望等を行政に繋げる。</li> </ul> </li> <li>○集落環境整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内の清掃や生活道の草刈り作業・冬季の除雪作業及び獣害防止ネット設置作業等必要に応じて支援を行う。</li> </ul> </li> <li>○配食サービス(社会福祉協議会と連携)</li> <li>○各種事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活空間保全事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会龍神地区事務所との情報交換を行う。</li> <li>・過疎集落再生活活性化支援事業の補助。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		
課題・問題点	<p>訪問時に色々な相談を受けるが、行政としてどこまで手助けして良いのか、個人がすべきこととの線引きが非常に難しい。</p>		
今後の取組	<p>商工会が主体となり、配達サービスを実施している商店もあるが、今後益々高齢化が進んでいく中では「買物難民」と呼ばれる方が確実に増加するため、買物支援事業を展開・支援する必要がある。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(3) 地域福祉に関する各種のサービスや福祉活動の整備と推進	ページ	95																								
項目	5. 過疎地域への支援活動の推進(中辺路地区)	担当課	中辺路行政局住民福祉課																								
取組状況	<p>中辺路地区における集落支援員の業務としては、(1)集落住民への声掛け、安否確認、(2)獣害ネット等の設置、(3)集落管理運営の補助、(4)集落危険箇所の調査、(5)行政情報の伝達、(6)過疎集落再生、(7)活性化支援事業の企画、実行等があげられるが、日常的には次の業務に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・限界集落の高齢者宅を訪問し、声掛け、安否確認を行う。</li> <li>・平成23年10月から商工会と連携して買い物支援事業(集落支援員が訪問先で買い物の注文を受け翌週に各商店が用意した商品を訪問時に届ける)を開始した。 平成27年度の登録者は81名で、実利用者は26名だった。実績は下記のとおり。</li> <li>・平成24年4月からは、地域経済の活性化を目指し、高齢者が育てた野菜・果実等を道の駅や商工会に加盟する商店で委託販売する感謝市(出荷代行事業)を開始し、平成25年6月からは、野菜の一部を東京のむらからまちから館へ送って販売している。</li> </ul> <p style="text-align: center;">買い物支援事業開始後の訪問件数と買い物利用件数等の推移</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年度</th> <th style="text-align: center;">訪問件数</th> <th style="text-align: center;">買い物延べ利用者数</th> <th style="text-align: center;">利用金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td style="text-align: center;">1,913</td> <td style="text-align: center;">205人</td> <td style="text-align: right;">272,451円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td style="text-align: center;">4,363</td> <td style="text-align: center;">649人</td> <td style="text-align: right;">789,944円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td style="text-align: center;">4,149</td> <td style="text-align: center;">695人</td> <td style="text-align: right;">1,046,896円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td style="text-align: center;">3,996</td> <td style="text-align: center;">561人</td> <td style="text-align: right;">770,457円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td style="text-align: center;">3,754</td> <td style="text-align: center;">494人</td> <td style="text-align: right;">797,268円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 平成23年度は10月から翌年3月までの6か月間 平成27年度の感謝市で委託販売する人は8名で、販売額は472,757円、むらからまちから館で販売する人は5名で、販売額は27,082円だった。</p>			年度	訪問件数	買い物延べ利用者数	利用金額	平成23年度	1,913	205人	272,451円	平成24年度	4,363	649人	789,944円	平成25年度	4,149	695人	1,046,896円	平成26年度	3,996	561人	770,457円	平成27年度	3,754	494人	797,268円
年度	訪問件数	買い物延べ利用者数	利用金額																								
平成23年度	1,913	205人	272,451円																								
平成24年度	4,363	649人	789,944円																								
平成25年度	4,149	695人	1,046,896円																								
平成26年度	3,996	561人	770,457円																								
平成27年度	3,754	494人	797,268円																								
課題・問題点	<p>集落の社会的共同生活の維持が「困難」から「できなくなっている」へ移行している。</p> <p>現在の支援内容は地域の切実な分野であり、一步進んだ集落再生に向けた妙案がなかなか見つからない。</p> <p>集落支援員が安否確認等で得た個々人の情報を、住民福祉課や中辺路サブセンターと共有することで、医療、介護、生活支援等のサポートにつなげていく。</p>																										
今後の取組	<p>野菜等の感謝市の継続には、協力店舗のメリットが不可欠であり、高品質・数量確保・顧客が欲しがらる商品の提供など、高齢者に出荷者としての自覚や気構えを理解してもらおう。また、現在出荷している「シュロほうき」以外の特産品分野などを増やしていく。</p> <p>限界集落は全国問題であり、他の地域で行っている素晴らしい取組があれば、集落活性化方策に当てはまらないか検討していく。</p>																										

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(3) 地域福祉に関する各種のサービスや福祉活動の整備と推進	ページ	95
項目	5. 過疎地域への支援活動の推進(大塔地区)	担当課	大塔行政局住民福祉課
取組状況	<p>集落支援員は、主に限界集落の高齢者宅訪問活動・安否確認を基本とし、過疎地域の日常生活機能確保のための多様な役割を支え援助する活動をおこなっている。</p> <p>◎支援員3名</p> <p>* 三川地区・富里地区(限界集落)の支援活動 2名</p> <p>* 三川地区(限界集落)の支援活動 1名 (三川地域の産品販売～「三川夢来人の館」)</p> <p>○訪問活動～訪問対象世帯65歳以上 高齢化率50%以上の地区</p> <p>○安否確認～訪問活動を兼ねて確認「安心こえかけ運動」</p> <p>○獣害防止ネット張り～野生獣から農作物を守る為、集落全体を獣害防止ネットで囲う作業支援(生活空間支援事業)</p> <p>○三川・富里連絡所関係～定期書類の配送、回収、要望等の連絡</p> <p>○簡易給水施設の維持管理の支援</p> <p>○産品販売所「三川夢来人の館」の支援～週5日、三川地域の産物(商品)の回収、運搬等、事業の運営にかかる業務</p> <p>○耕作放棄地の再生活動</p> <p>○生活道路の補修</p>		
課題・問題点	<p>限界集落(過疎集落)の高齢者の日常生活において、支援が必要となりつつある。</p>		
今後の取組	<p>集落支援員と区長の連携を強化し、特に高齢者からの要望が多い買物支援及び飲料水供給施設・簡易給水施設の維持に取り組む。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(3) 地域福祉に関する各種のサービスや福祉活動の整備と推進	ページ	95
項目	5. 過疎地域への支援活動の推進(本宮地区)	担当課	本宮行政局住民福祉課
取組状況	<p>1.限界集落の高齢者宅への訪問・安否確認 限界集落の高齢者宅を訪問し独居世帯の安否確認を行うと共に、地域の声を行政へ伝える橋渡しを行った。</p> <p>2.空き家調査 Iターン・Uターン者等への定住促進を図るため、各地区の空き家を調査している。</p> <p>3.限界集落環境整備 地域の高齢化が進み、地域住民だけでは難しい清掃活動や生活道の草刈、地域の祭典、飲料水供給施設の管理等を手伝う作業を定期的を実施した。</p> <p>4.獣害防止ネットの設置 野生鳥獣による農作物への被害防止対策として、獣害防止ネットの設置を補助するなど地域の実情に合わせた活動を行った。</p>		
課題・問題点	<p>高齢化が進み人口も減少していく中で、集落の自治力が低下してきており地域の祭典や伝統行事等の自治会活動にも支障が出てきている。集落活性化に向けた支援、取組が必要である。</p>		
今後の取組	<p>現在の活動を継続しながら地域住民の声を幅広く吸い上げ、集落の住民と共に集落活性化方策を見出し新たな活動へと繋げる。 集落支援員を通じ、住民と行政のパートナーシップを形成しつつ、地域社会としての集落機能低下を防ぎ、自治力のある集落作りを支援していく。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(4) 福祉を支えるひとつづくり	ページ	96
項目	1. 広報啓発活動の推進	担当課	自治振興課
取組状況	<p>田辺市市民活動センター(運営団体 特定非営利活動法人市民活動フォーラム田辺)では、「田辺市市民活動センターだより」を定期的に発行しており、その中で市民活動団体の紹介コーナーが設けられている。また、「市民活動祭り」を開催し、田辺地域のNPO活動の啓発、NPO同士のネットワークづくりの場を提供している。</p> <p>社会福祉協議会の広報紙「福祉日和」では、地域住民が読みやすく関心の持てる内容として、曾祖父母とひ孫の家族写真「ひまごといっしょ」や、福祉職場で働く若手スタッフを紹介する「いいひとみつけた」企画を毎号連載している。また福祉・介護の求人情報や、福祉用具・育児用品のリサイクル情報など、広報を手取るきっかけづくりを行っている。また、福祉施設とボランティアによる「ふれあい文化祭」は28年2月に第22回を開催し、のべ4,123人が来場した。</p>		
課題・問題点	<p>住民アンケートでは、社協の広報紙は旧町村、高齢者層の認知度が高く、田辺地区、若年層では低くなっている。</p>		
今後の取組	<p>田辺市民活動センター、社会福祉協議会の取組を充実させる。特に、若年層への発信を進めるためSNSの活用を検討する。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(4) 福祉を支えるひとづくり	ページ	96
項目	2. 福祉教育の推進	担当課	学校教育課・社会福祉協議会
取組状況	<p>(1) 学校における福祉教育の推進            学者融合の推進と福祉教育の充実を目的として、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に地域づくり活動や高齢者・障害者との交流、助成金を使ってのこどものボランティアを推進する事業を展開している。また、環境美化活動や収集・募金活動など一般のボランティアへ積極的に参加している。</p> <p>市内の小・中学校の福祉教育担当者を対象に、学校教育課・社会福祉協議会の共催で研修会を実施した。学校教育課からは、田辺市の福祉教育の現状及び福祉教育の位置づけ、今後の学校での福祉教育のポイントについて、社会福祉協議会からは、「福祉のしごと出張講座」の紹介とともに、福祉のしごとについての講義を行った。</p> <p>(2) 地域を舞台とした福祉教育の推進            学校と地域をつなぐ機会として、障がい当事者や家族が学校に出向き、ゲストティーチャーとして講話を行ったり、福祉委員やボランティアが体験学習時のサポートを行うことなどを支援した。こうした学習を参観日に実施し、児童とその保護者がともに参画する場を持つよう学校と連携を行った。「いきいきシニアリーダーカレッジ」「ボランティア講座」などの研修会には、受講者同士の仲間づくりと、地域で活動するボランティアを講師役として、学習の場と活動の場をつなぐ試みを行った。</p>		
課題・問題点	<p>学舎融合の視点で福祉教育を推進し、単発の取組に終わらないよう教職員の意識を高める。</p> <p>現在の各学校の取組も活性化しているが、キャリア教育の視点で福祉教育を推進し、学校の教育活動全体の中に効果的に位置付けていくことも考えられる。</p>		
今後の取組	<p>田辺市社会福祉協議会、関係課等と連携を図り、各校の福祉教育の更なる充実のための指導・支援に努める。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(4) 福祉を支えるひとづくり	ページ	96
項目	3. ボランティア活動支援及び市民活動・NPO活動支援体制の整備	担当課	社会福祉協議会
取組状況	<p>(1) ボランティアセンターの機能強化と支援  事業所からの相談は、踊りや手品などの訪問をしてくれるグループを紹介してほしいというものが多くみられる。ボランティア希望者には定年退職者や転入者が地域を知りたい、または前に住んでいたところでボランティアをしていたので何かしたいという希望が多い。  27年9月に発生した関東地方の水害の際には、現地で活動するボランティアが事前の保険加入に訪れるなど、災害ボランティア支援の機能についても認知されてきた。  28年3月には災害ボランティアセンター運営図上訓練を田辺スポーツパークで実施、地元町内会、民生委員、福祉委員、ボランティアグループ、NPOなどが参加した。</p> <p>(2) 市民活動センターとの連携促進  ボランティアセンターでは市民活動センターと相互に情報提供を行い、連携して、住民やグループの支援を行っている。</p>		
課題・問題点			
今後の取組	今後引き続き、ボランティアセンターと市民活動センター相互に情報提供を行い、連携して、住民やグループの支援に取り組む。		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(4) 福祉を支えるひとつづくり	ページ	82
項目	4. 様々な世代のボランティア活動等への参加促進	担当課	社会福祉協議会
取組状況	<p>「いきいきシニアリーダーカレッジ」は参加要件を「おおむね60歳以上」としたところ、40～50代と80代がともに学ぶ場とすることができた。  「ほうかごしゅくだいクラブ」や「ボランティア体験講座」では乳幼児から高齢者まで、世代を問わず交流する企画を実施した。</p>		
課題・問題点	<p>新地域支援事業の実施体制づくりに向けて、新たな担い手の確保が必要となっている。</p>		
今後の取組	<p>子育て支援、生活支援など課題をしぼった研修を実施する。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(4) 福祉を支えるひとつづくり	ページ	97
項目	5. 一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくための取組	担当課	人権推進課
取組状況	<p>「田辺市人権施策基本方針」に基づき、市民一人ひとりの尊厳が守られ、日常生活の中に人権尊重の精神が脈打つよう、全庁的に人権施策を推進した。具体的には、子どもや障害のある方、高齢者の人権など人権問題の各課題別に、すべての人の人権が尊重される取組や、人権意識の向上を図る施策を実施した。</p> <p>また、各相談窓口は、市民にとって最も身近な人権救済窓口となるように窓口の充実を図り、人権擁護に努めた。</p> <p>各課における人権施策の取組状況については、「田辺市人権教育啓発推進懇話会」において審議のうえ、その結果を市長に報告し、適切な人権施策の推進に取り組んだ。</p> <p>●平成27年10月30日 田辺市人権教育啓発推進懇話会を開催 田辺市人権施策推進計画の平成26年度の推進状況と、新規事業計画等について審議を行った。また、「障害者の人権について」やすらぎ対策課障害福祉室から講師を招き、田辺市における取組や現状と課題について説明を行い、各委員より意見や提案をいただいた。</p>		
課題・問題点	<p>人権意識の向上を図るため、各種講演会や研修会等を開催しているが、幅広い年齢層の市民参加の促進が必要である。</p>		
今後の取組	<p>今後も、人権施策の効果的な推進のため、関係機関や田辺市人権擁護連盟等の団体、地域、学校、企業との連携を図るとともに、各種講演会や研修会等についてはより効果的な手法を検討しながら、継続して取り組む。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(4) 福祉を支えるひとつづくり	ページ	97
項目	5. 一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくための取組	担当課	子育て推進課
取組状況	<p>(1) 子供の人権について</p> <p>児童に対する虐待や体罰、いじめや不登校などの問題は、子供の心身の成長や人格の形成に深刻な影響を与える。特に児童虐待は信頼する保護者から虐待行為を受けることから子供の心身の健やかな育ちを極端に損ね、子供の人権を著しく侵害している。</p> <p>そのため家庭児童相談室では、家庭における子育ての悩みや問題また子供たちが安心・安全、健やかな育ちのための環境づくりのために相談支援を行っている。また、相談内容に応じて、各専門機関や支援制度を紹介している。</p>		
課題・問題点	<p>少子化・核家族化社会を迎え、家庭の養育力の低下や子供同士のふれあいが減少する中で、子供のさまざまな問題が社会問題となっている。そのため支援の必要な家庭を早期に把握して、関係機関による支援を行っていく必要がある。</p>		
今後の取組	<p>子供のさまざまな問題の発見や対応が遅れることで子供の心身の成長や人格の形成に深刻な影響を与えることから、早期発見・早期支援ができるよう学習会や研修会等で広報・啓発するとともに、家庭・学校・地域・医療機関等関係機関の連携をより深めていく。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(4) 福祉を支えるひとつづくり	ページ	97
項目	5. 一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくための取組	担当課	障害福祉室
取組状況	<p>(2) 障害者の人権について</p> <p>障害のある人への正しい理解と認識を深めるため、小学校5年生を対象とした副読本「ともに生きる」を全員に配布し、教科・道徳の授業の中で活用している。</p> <p>一部の公民館では、手話ボランティアの育成と障害者問題に対する理解を深めるため手話教室を開催している。</p> <p>障害児サークルと田辺市国際交流センターなどの団体が共同で夏祭り、クリスマスパーティ、コンサートなどを開催し、交流を深めている。</p>		
課題・問題点	副読本のより効果的な活用や手話教室参加者の一層の技術の向上、交流の拡大等の取組が課題となっている。		
今後の取組	引き続き、障害のある人の人権について、正しい理解と認識を深めるための取組を図るとともに、職業を通じての社会的自立が促進されるための支援を行う。		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(4) 福祉を支えるひとづくり	ページ	97
項目	5. 一人ひとりが尊重され、共に支え合うまちにしていくなための取組	担当課	やすらぎ対策課
取組状況	<p>(3) 高齢者の人権について</p> <p>高齢者の人権にかかる取組として、本計画では「地域全体で高齢者を支える環境づくり」と位置づけ、高齢者を含めた地域に暮らす人々が、社会を支える重要な一員として主体性を持って社会活動に参加するとともに、お互いに支えあうことができる地域づくりを推進し、その中で、高齢者が各種のボランティア活動等に積極的に参加できるよう、情報提供、啓発及び地域のリーダー育成事業に取り組んでいる。</p> <p>「いきいきシニアリーダーカレッジ田辺校」では、田辺市社会福祉協議会との連携により、高齢者自身が日常生活を健康で安心して生きがいを持って送るとともに、地域において日常的な支え合い活動を担い、地域福祉を推進し得る人材となるよう、必要な知識・技能を習得する講座を開催している。平成27年度には、田辺地区及び中辺路地区において①ささえあいコース(緊急時の対応、相続・遺言・成年後見人制度の知識、認知症、介護予防ケアなど)と、わかやま国体・わかやま大会におけるボランティア活動実習を盛り込んだ②おもてなしコースの計3コース、のべ30回の講座を開催している。</p> <p>この外、多くの高齢者が介護予防の重要性を認識して、効果的な予防活動を実践してもらえるよう、地域の住民主体による住民通いの場での自主活動の支援として、自主グループの立ち上げ時や、自主化への練習期間中に職員が必要時に助言や実施内容の確認を行った。</p> <p>また、家庭・地域社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を発揮する「生きがいと健康づくり事業」では、老人クラブと連携し、グランドゴルフ大会、ボウリング大会、演芸大会、ちぎり絵教室、健康講座等の事業を実施している。</p>		
課題・問題点	<p>各種事業が限られた予算の下で、高齢者にとって、より効果的、実践的、魅力的な内容であるよう常に検証していく必要がある。</p>		
今後の取組	<p>高齢者が住み慣れた地域で、安心して、生きがいをもって自立した生活を継続できるよう、今後も支援していきたい。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(4) 福祉を支えるひとづくり	ページ	98
項目	6. 男女共同参画の推進	担当課	男女共同参画推進室
取組状況	<p>「田辺市男女共同参画プラン」に基づき、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、全庁的に取組を進めた。プランの具体的施策については、各課の取組の推進状況を取りまとめ、その結果を「田辺市男女共同参画懇話会」において審議のうえ、施策の推進に取り組んだ。</p> <p>また、田辺市男女共同参画センター事業として、女性のさまざまな悩みに女性相談員が電話で応じる『女性電話相談』を実施するとともに、男女共同参画連絡会や男女共同参画推進員等と連携して様々な講座や講演会等を開催して啓発活動を展開した。</p> <p>そのほか、「男女共同参画週間(6月23日～29日)」や「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」に合わせて啓発に取り組んだ。</p>		
課題・問題点	男女共同参画に関する講座・講演会等へのさまざまな年齢層の参加拡大		
今後の取組	継続して取り組む。		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(5) 福祉のまちづくり	ページ	99
項目	1. ユニバーサルデザイン化の推進	担当課	障害福祉室
取組状況	<p>平成20年3月に「田辺市バリアフリー基本構想」を策定した。</p> <p>この「田辺市バリアフリー基本構想」は、JR紀伊田辺駅と田辺市本庁舎、市民総合センター、紀南文化会館などの施設を含む直径約1kmの範囲を重点整備地区として定め、それらの施設と施設を結ぶ主な道路のバリアフリーの整備計画を示したものである。</p> <p>基本構想策定後、JR紀伊田辺駅構内のエレベーターと障害者用便所の設置、路線バスの低床式バスの計画的導入、県道田辺龍神線（海蔵寺通り）の歩道と誘導ブロックの新設、JR紀伊田辺駅前広場の改修などの整備がされた。</p> <p>文里湊線（田辺大通り）の歩道改修（電線地中化）は28年度140m残っている。田辺白浜線（湊本通り交差点からつ礫坂）の電線の地中化を28年度末に完了予定。</p>		
課題・問題点	<p>基本構想では、短期（平成22年まで）、中期（平成23年から平成27年まで）、長期（平成28年以降）の3期間に分けて、整備計画を定めている。短期の整備計画はほぼ予定通り実施できた。中期以降の整備計画を引き続き進めていく必要があるものの、財政等の課題がある。</p>		
今後の取組	<p>中期、長期の整備計画の実施を、それぞれの担当部署で実施できるよう連携を図る。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(5) 福祉のまちづくり	ページ	99
項目	2. インクルーシブな社会の実現に向けて	担当課	障害福祉室
取組状況	<p>インクルーシブな社会とは、すべての人々を社会の構成員として包み支え合う社会であることから、実施している市の事業等が、その方向をめざしたものである場合には「インクルーシブな社会の実現に向けて」の事業となる。この地域福祉計画で位置付けをし、実践していることすべてが、インクルーシブな社会の実現に向けた取組であって、各課から提出される取組状況等調査票のすべてが、この方策の取組となるのではないか。</p> <p>(他の方策の欄に記載していない取組を記載) 自殺対策について</p> <p>○23年度から自殺対策の関係部課の担当者が参加する組織をつくる。自殺につながる可能性のある健康問題、家庭問題(子育て・教育・介護等)、経済・生活問題(仕事・多重債務等)等それぞれの担当課で日常の窓口業務を自殺予防の視点を入れて取り組むよう依頼。</p> <p>○自殺予防週間(9/10～16)及び自殺対策強化月間(3/1～31)の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市行政窓口での啓発物品等の配布</li> <li>・市広報及びホームページで自殺予防週間の広報</li> <li>・街頭啓発市内3箇所です市民啓発用のパンフレット・グッズの配布</li> <li>・講演会の開催(今年度は自殺予防週間のみ開催)</li> </ul>		
課題・問題点	<p>(自殺対策)パンフレット作成や講演会の費用は、自殺対策補助金を活用。補助金は26年度までとなった。27年度は講演会を実施していないが、28年度は予算化した。毎年実施する取組内容が形式化してきているので見直しも必要である。</p>		
今後の取組	<p>(自殺対策)国をあげての自殺対策の結果、26年中の自殺者数は24,417人で、前年より1621人(6.6%)減少した。田辺市でも、20年の30人をピークに、26年の13人まで減少している。引き続き、自殺対策に取り組む。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(6) 地域を基盤とした防災活動の推進	ページ	100
項目	1. 要援護者支援体制の整備	担当課	福祉課・防災まちづくり課
取組状況	<p>要援護者の福祉施設への避難を円滑に進めるため平成23年9月に8施設、平成25年3月に2施設と「災害時等における地域の安心の確保等に関する協定書」を締結するとともに、高齢者、障害者等の要配慮者受け入れのための「福祉避難所」については、平成26年4月に市社会福祉事業団と協定を締結した。また平成27年3月に南紀のぞみ会及び大塔あすなる会、4月には中辺路白百合学園とも協定を締結した。</p> <p>県が作成した避難支援者向けの「災害時要援護者避難支援ハンドブック」については平成24年度末に民生委員へ配布した。</p> <p>また、災害時要援護者避難支援プラン(全体計画及び個別計画)を策定済みの市町村に対する県の「災害時要援護者地域支援事業」を活用し、津波被害が想定される64の自主防災会に平成24年度、25年度において要援護者の避難支援のためのリヤカーを整備した。</p>		
課題・問題点	<p>災害時要援護者名簿の登載者は平成26年度2,724人で、毎年増加している一方、地域全体の高齢化等により支援体制を構築することが困難な状況にある。</p>		
今後の取組	<p>「災害時要援護者名簿」の作成により要援護者の状況把握に努めるとともに、防災訓練や防災学習などあらゆる機会を通じ、地域住民相互の支援体制の構築を図る取り組みを引き続き進める。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(6) 地域を基盤とした防災活動の推進	ページ	100
項目	2. 「災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)」(災害時要援護者名簿)の作成	担当課	福祉課
取組状況	<p>平成20年度から民生児童委員の協力を得て、「災害時要援護者名簿」を作成している。平成21年度までは希望する自治会等への提供であったが、「田辺市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)」(平成22年5月)において、「災害時要援護者名簿」を「田辺市災害時要援護者避難支援プラン(個別計画)」と位置付け、自治会等への提供を進めるとともに、毎年更新を行っている。</p> <p>平成27年度には法改正が行われ、名称が「避難行動要支援者名簿」となり、社会福祉協議会、消防、警察など名簿提供先が拡大され、災害時の要支援者の避難状況の確認等により一層活用されるための方策がとられている。</p> <p><b>【要援護者のいる自治会等への名簿提供状況(提供率)】</b></p> <p>平成21年度 35/196(17.9%)          平成22年度 171/201(85.1%)          平成23年度 130/211(61.6%)          平成24年度 127/211(69.8%)          平成25年度 145/207(70.04%)          平成26年度 94/206 (45.63%) 平成26年12月末現在</p> <p>また、平成23年台風12号に対する民生委員活動状況調査(平成24年1月)によれば、なんらかの避難支援を行った民生委員の約6割が、避難支援の際「災害時要援護者名簿」を活用しており、日常の見守り活動においては回答のあった民生委員の7割以上が「災害時要援護者名簿」を活用していることがわかった。</p>		
課題・問題点	災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」の作成		
今後の取組	対象者や掲載項目について必要に応じ精査しながら、名簿の更新と自治会等への提供を進めていく。また、円滑な避難支援のための社会福祉協議会や福祉施設等との名簿共有については、地域防災計画の改訂と合わせて検討していく。		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(6) 地域を基盤とした防災活動の推進	ページ	100
項目	3. 要援護(避難)マップの作成	担当課	防災まちづくり課
取組状況	<p>「田辺市災害時要援護者の手引き」において、平常時の避難行動要支援者対策として「要援護(避難)マップの作成」の取組を紹介している。</p> <p>すでに作成している自治会等も見受けられるが、現状として全市的な取組には至っていない。しかしながら、多くの自治会等で防災学習会の実施について要望があり、そうした機会を捉えて普段からの挨拶や声かけなどのほか、地域で行われる行事等を通じたコミュニケーションづくりなど、平常時から取り組むべき避難行動要支援者対策の必要性について啓発している。</p>		
課題・問題点	<p>「田辺市災害時要援護者の手引き」では、避難行動要支援者自身や支援を行う側についての考え方や取組を紹介しているが、地域全体に内容が周知できていないと考える。</p>		
今後の取組	<p>避難行動要支援者対策については、平常時の取組である要援護(避難)マップの作成等も含め、防災学習会及び自主防災会総会などあらゆる機会を捉えて地域に発信していく。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(6) 地域を基盤とした防災活動の推進	ページ	100
項目	4. 防災訓練の実施	担当課	防災まちづくり課
取組状況	<p>防災訓練については、防災関係機関が集結した実働訓練を展開する総合防災訓練も有意義であるが、より多くの住民の皆さんが参加できるよう、地域の実情に合わせ、より実践に即した訓練に取り組んでいる。</p> <p>また、自主防災組織が中心となり地域に備えているリヤカーや車椅子を使用した避難行動要支援者の避難支援訓練を実施するなど、地域の皆さんが主体となった訓練が展開されつつある。</p>		
課題・問題点	<p>沿岸部、河川流域及び山間部等それぞれの地域において警戒すべき災害の種別に差があり、それぞれの地域の実情に応じて避難行動要支援者の支援を含めた訓練等を全市的に発展させる必要があるが、避難行動要支援者自身も訓練に積極的に参加するなど、普段から地域との相互理解を深めておくことが必要である。</p>		
今後の取組	<p>訓練は行政主導で行われることが多いが、災害時には住民の自発的な避難等が大変重要であることから、防災学習会等の機会を捉え防災意識の普及啓発に努めるとともに、地域の実情に応じた避難行動要支援者への支援等を含めより実践的な訓練に取り組む。</p>		

## 第2次地域福祉計画 取組状況

方策	(6) 地域を基盤とした防災活動の推進	ページ	101
項目	5. 地震・津波対策	担当課	防災まちづくり課
取組状況	<p>国の中央防災会議では、東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフを震源とする大規模地震について新たに「あらゆる可能性を考慮した最大クラス」の地震・津波の推計結果を公表した。そうした中、市では東日本大震災以降最大級の津波被害の可能性を考慮しつつ、避難路の整備や津波避難ビルの指定など津波からの避難環境を整備してきた。</p> <p>また、地震の揺れから大切な命や財産を守るとともに、津波からの円滑な避難のため、木造住宅の耐震診断、耐震補強設計審査、耐震改修補助金交付事業、家具転倒防止金具取付事業、ブロック塀等耐震対策事業などの補助制度を設け、各家庭における地震対策を推進している。</p>		
課題・問題点	<p>巨大地震に伴う津波に対しては、「命を守る」ことを基本原則として、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、海岸保全施設等のみに頼るのではなく住民避難を中心とした取組を強化する必要がある。しかしながら、要援護者名簿(避難行動要支援者名簿を作成中)への登載者が年々増加傾向にあることのほか、特に津波を想定した場合、地域での支援体制を構築することが難しいのが現状である。</p>		
今後の取組	<p>新たに公表された想定は、現時点において最新の科学的知見に基づいた「発生しうる最大クラスの地震・津波」を想定したものであり、南海トラフ沿いにおいて次に起こる地震・津波を予測したのではなく、また何年に何%という発生確率を念頭に地震・津波を想定したものでもない。地震や津波対策としては、住民一人ひとりが主体性を持ち、日頃から地震や津波に対する備えについて考えておくなど、防災意識の啓発に努める必要がある。</p>		